

結核定期健康診断報告書

(あて先) 越谷市長 (越谷市保健所長を経由)

報告年月日 令和 年 月 日

事業所等の名称					
事業所等の所在地					
実施者名					
担当者名		電話番号		FAX番号	
E-Mailアドレス					
実施者の種別 (対象者) ※ 裏面表1参照		1. 事業者 (従事者・職員) 2. 学校長 (学生又は生徒) 3. 施設の長 (65歳以上入所者) 4. 越谷市長 (65歳以上の市内居住者)			
対象者数		人	年度内に結核定期健康診断を受けなければならない対象者全員の数		

実施年月		令和	年	月	
受診者数		人	一次健診受診者の実人数を計上してください。		
一次健診 (内訳)	間接撮影者数	人	検診車等で間接胸部X線撮影を受けた人数を計上してください。		
	直接撮影者数	人	直接胸部X線撮影を受けた人数を計上してください。		
精密検査		人	一次健診で要精密検査となり、追加の検査 (CT等) を実施した人数を計上してください。		
喀痰 (かたん) 検査		人	肺がん検診の喀痰検査は含みません。		
被発見者数	結核患者	人	健康診断の結果、治療の必要な結核患者が発見された人数を計上してください。		
	結核発病のおそれがあると診断されたもの	人	健康診断の結果、要観察 (結核治療の必要はない) と診断された人数を計上してください。		
未受診者がいる場合その理由	・年度中に受診予定 (人) ・受診勧奨中 (人) ・転出等 (人) ・その他 (人) ・妊娠中等 (人) 理由： ・他で実施 (人)				

健康診断実施者は、対象者 (裏面表1参照) の健康診断を実施した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「感染症法」という。) 第53条の7に基づき、報告しなければなりません。

【記入上の注意】

- ① 実施者の種別 (対象者) ごとに、1枚提出してください。
- ② 報告は、1か月ごとに取りまとめ、翌月10日までに越谷市保健所へFAXまたは郵送で報告してください。
- ③ 感染症法第53条の4または第53条の5の規定による医師の診断書等の提出を受けた健康診断についても含めて計上してください。
- ④ 対象者以外の方が受診した健康診断の報告は不要です。

表1 実施者の種別ごとの健康診断の対象者、定期及び回数

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条より抜粋)

実施者の種別	対 象 者	定期及び回数
1 事業者	学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は社会福祉法第2条第2項 [※] 第1号及び第3号から第6号に規定する施設において業務に従事する者	毎年度 1回
2 学校の長	大学（大学院、短大を含む）、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が1年未満のものを除く。）の学生又は生徒	入学した 年度に1回
3 施設の長	社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号に規定する施設に入所している65歳以上の者（同年度内に65歳になる者を含む。）	毎年度 1回
	刑事施設に収容されている20歳以上の者（同年度内に20歳になる者を含む。）	毎年度 1回
4 越谷市長	上記の健康診断対象者以外の者で65歳以上の者（同年度内に65歳になる者を含む。）	毎年度 1回

※ 社会福祉法第2条第2項

次に掲げる事業を第1種社会福祉事業とする。

- 1 生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- 2 (略)
- 3 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 4 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設を経営する事業
- 5 削除
- 6 売春防止法に規定する婦人保護施設を経営する事業
- 7 (略)